

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月28日
【会社名】	株式会社一蔵
【英訳名】	ICHIKURA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河端 義彦
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市北区大成町四丁目699番地 1
【電話番号】	048-660-2211（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 渡邊 正樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番 1号 丸の内トラストタワーN館13階
【電話番号】	03-5288-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画室長 渡邊 正樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2番 1号）

## 1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第27期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財源の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金41円（普通配当36円、一部指定記念配当5円）

配当総額 224,569,300円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月23日

第2号議案 定款一部変更の件

今後の事業の多角化に対応するため、事業目的を追加し、所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

河端義彦、白石隆治、数見康浩、小島浩介、加來英彦を取締役に選任するものであります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件、並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

取締役を任期満了により退任する鈴木義孝に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任するものであります。

また、役員報酬体系の見直しの一環として、取締役及び監査役の役員退職慰労金を廃止致しますが、重任予定の取締役河端義彦、白石隆治、数見康浩、及び監査役伊藤健一に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役においては取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額及び内容決定の件

当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することといたします。その総額は、目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内といたします。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会にて決定することといたします。また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年50,000株以内とします。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	40,405	224	-	(注)1	可決 97.99
第2号議案 定款一部変更の件	40,438	191	-	(注)2	可決 98.07
第3号議案 取締役5名選任の件					
河端義彦	40,325	304		(注)3	可決 97.79
白石隆治	40,325	304	-		可決 97.79
数見康浩	40,325	304			可決 97.79
小島浩介	40,325	304			可決 97.79
加來英彦	40,311	318			可決 97.76
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件、並びに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	36,307	4,322	-	(注)1	可決 88.05
第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額及び内容決定の件	40,151	478	-	(注)1	可決 97.37

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上